

海洋生物学研究会会長の選出に関する細則

2026 年 4 月 1 日制定

第 1 条（会長の選出）

1. 会長は、以下に定める手続きにより選出する。

第 2 条（候補者の擁立）

1. 会長の候補者は、自薦または他薦により擁立することができる。
2. 候補者は、選出時点での運営委員であることを要しない。
3. 他薦については、運営委員ならびに現会長および副会長から推薦を募るものとする。

第 3 条（選出方法）

1. 候補者が確定した後、運営委員および現会長・副会長による投票を行う。
2. 投票は電子的方法により実施する。
3. 投票において最多得票数の候補者を、会長として選出する。
4. 得票数が同数の場合には、再投票を行うものとする。ただし、再投票においてもなお同数の場合には、運営委員の協議によりこれを決定する。
5. 投票は、投票権者の過半数の投票をもって成立する。

第 4 条（無投票当選）

1. 当該役職について候補者が 1 名のみの場合は、投票を行わず、当該候補者を当選者とする。

第 5 条（選出時期）

1. 会長の選出は、原則として任期開始日の 1 か月以上前に完了するものとする。
2. 会長の任期は、10 月 1 日から開始するものとする。

第 6 条（細則の変更）

1. 本細則の制定および変更は、運営委員会の承認をもって行う。